

南相馬市監査委員公表第6号

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を、南相馬市監査基準に準拠して実施し、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成29年9月25日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 今 村 裕

記

- 1 監査の種類
定期監査（8月実施分）
- 2 監査の対象
農政課、農林整備課、観光交流課、総合病院、小高病院
- 3 監査の範囲
平成28年4月から平成29年3月に実施した事務事業
- 4 監査の着眼点
 - （1）予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
 - （2）事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
 - （3）事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。
- 5 監査の主な実施内容
 - （1）帳票簿冊等の審査
 - （2）監査資料に基づく関係職員からの説明の聴取
- 6 監査の期間
平成29年7月1日～平成29年8月22日まで

7 監査の実施場所及び実施日

対 象 課	実 施 場 所	実 施 日 (監査委員監査)
農政課	監査委員事務局	平成29年8月21日 (月)
農林整備課		
観光交流課		
総合病院	総合病院	平成29年8月22日 (火)
小高病院		

8 監査の結果

全般的に法令、予算等に基づき執行され、おおむね適正なものであったが、以下のとおり指摘事項2件、指導事項2件が認められた。また1件の意見を付すものとする。なお、軽微な注意または改善を要する事項については、口頭で指示した。

《指摘事項》

1. 災害派遣費用に係る経費について長期間にわたり個人に立替をさせていたもの

災害派遣 (DMAT) に係る職員の宿泊費等の経費については、後方支援にあっていた職員が個人で立替払により支出し、その精算が完了するまでに長期日数を要していた。

派遣費用については、帰着後速やかに福島県から実費弁償される予定となっており、病院としても災害派遣に係る予算がないことから、個人立替払としてもらうことで派遣を行ったものであるが、県との協議に不測の日数を要し、経費の精算までに約1年2か月かかってしまったものである。

災害派遣はいつ起きるか想定できるものではなく予算化することは難しいことから、職務として命じている以上経費相当分を予備費により支出すべきであった。また、緊急時のため、個人による立替払を行うことになったとしても帰着後速やかに、病院がその経費を負担すべきであった。今回のように、後方支援にあっていた職員が個人で長い間立替をしているというようなことは、あってはならないことである。

今後も、いつ災害派遣要請が来るかは予測がつかないことから、派遣される職員やそれを支援する職員に負担がかかることのないように、派遣費用を含め、派遣体制のシステム作りを、早急に行うように努められたい。
(総合病院)

2. 行政財産使用料の減免について適切でないもの

入院患者用の日用品については、レンタルサービスを導入し、そのレンタル商品等の保管のため、院内の一室について行政財産使用許可を行っている。そして、当該使用許可については、レンタルサービスが初めての試みであり、採算が上がるかどうか不明であること、また導入効果を検証することから、試行期間の位置づけにより使用料を免除している。

使用料については、行政財産使用条例第 3 条で減免の取扱いを定めており、今回の行政財産の使用許可にあたっては、同条例第 3 条第 4 号「市長が認める時」に該当するものとして免除しているが、この規定に該当する場合というのは、営利を目的としない場合や行政サービスの一環として市側が主体的に導入するようなサービスに対し使用を許可するものであり、安易にこの条項に該当させるべきものではない。

今回の場合については、行政サービスの向上を図る目的もあるものの、事業所においては、サービスを提供し、利益を得るものであり、営利目的である。したがって、この設置期間を試行期間として位置づけ、行政財産の使用料を免除することは適切ではない。

今後については、財務規則及び関係法令を遵守し、適切な処理に努められたい。また、平成 28 年度分の行政財産使用料についても適正に徴収されたい。

(総合病院)

《指導事項》

1. 専決処理の誤りについて

一般廃棄物収集・運搬及び処分委託契約については、財務規則第 3 条第 1 項及び別表第 1 の財務事務専決事項により市長の決裁を受けなければならないところ、部長決裁となっていた。また、同規則第 4 条第 2 項による財政担当部長等への合議がされていないものとなっていたので、財務規則に則り適正な事務処理をされたい。

(農政課)

2. 契約事務について適切でないもの

修繕工事、業務委託等の契約事務において、予定価格が 100 万円を超えているものについては、入札契約審査委員会の審査を受けなければならないところ、必要な手続をとらずに発注しているものが次のとおり 3 件あったので、適正な契約事務処理となるよう努められたい。

- (1)東芝製 X 線 TV 装置 DREX-UI80/05 型 FDP 通信エラー修繕
- (2)本院受付カウンター修繕工事
- (3)検診システム設定業務委託

(総合病院)

《意見》

1. 効果的な視察研修の実施について

南相馬農業復興チャレンジ塾では、今後の営農に役立つ情報の収集を行うことを目的に、塾生が参加するグループ研修として 1 泊 2 日の日程で視察研修を実施している。その中で、東京都

への視察研修を実施したグループについては、1日目を移動日とし、2日目を視察等の研修日としていた。

行程については、本来であれば他のグループのように、1日目についても別の研修先を設定したり、あるいは、今回の研修先である「施設園芸・植物工場展」に両日にわたって参加するなどして、より効果的な研修内容とすることができたのではないかと考えられることから、1泊2日の研修内容として、適切であるかどうか十分に精査すべきであった。

視察研修等については、効率性や有効性の観点から、目的を達成し効果が上がるような研修内容となっているか、また、同じ費用でより大きな効果が得られるような研修内容となっているかどうか、しっかり検証・評価を行った上で実施されたい。
(農政課)